

議案第 10 号

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正
する条例

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成 2 年墨田区条例第
21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 26 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改
正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。